

## 日高川町宿泊施設等指定管理者募集要項

下記の条例に規定する町有施設の指定管理者を募集します。

### 1 募集対象施設

- (1) 日高川町かわべ天文公園条例（平成 20 年条例第 19 号）
  - ①コスモポート（レストラン、プレイルーム）
  - ②コスモロッジ（宿泊施設）
  - ③臨天広場（芝生広場）
  - ④その他の施設
- (2) 日高川町かわべテニス公園条例（平成 18 年条例第 28 号）
  - ①テニス公園宿泊棟
  - ②テニスコート（クラブハウスを含む）
  - ③青少年研修所
- (3) 日高川町農林漁業体験実習施設条例（平成 18 年条例第 20 号）
  - ①農林漁業体験実習館本館（きのくに中津荘本館）
  - ②農林漁業体験実習館別館（きのくに中津荘別館）
  - ③ふれあい広場
  - ④日高川ふれあいドーム
- (4) 日高川町中津特用林産物集出荷加工所条例（平成 18 年条例第 22 号）
  - ①中津特用林産物集出荷加工所
- (5) 日高川町中津キャンプ場条例（平成 18 年条例第 25 号）
  - ①鳴滝キャンプ場
  - ②第二鳴滝キャンプ場
- (6) 日高川町中津温泉保養館条例（平成 18 年条例第 27 号）
  - ①中津温泉保養館（中津温泉あやめの湯鳴滝）
- (7) 日高川町ふるさと産品展示販売所条例（平成 18 年条例第 21 号）
  - ①中津ふるさと産品展示販売所
  - ②美山ふるさと産品展示販売所
- (8) 日高川町リフレッシュエリアみやまの里条例（平成 18 年条例第 18 号）
  - ①美山温泉愛徳荘
  - ②森林公園
  - ③みやまドーム
- (9) 日高川町美山療養温泉館条例（平成 18 年条例第 17 号）
  - ①美山療養温泉館
- (10) 日高川町猪谷川水辺公園条例（平成 18 年条例第 19 号）
  - ①猪谷パークキャンプ場
- (11) 日高川町芦谷公園条例（平成 19 年条例第 5 号）
  - ①芦谷公園
- (12) 日高川町あやめ公園条例（平成 20 年条例第 18 号）
  - ②あやめ公園

## 2 施設の所在地及び施設の概要

別表第1のとおり

## 3 管理運営の方針

募集対象施設は日高川町の観光振興や交流・活性化を担う拠点施設であることから、これまで一体的な運営を行ってきました。今後も、有機的な連携のもと、各施設の特長を活かした効果的・効率的な管理運営を行っていただくため、全施設を一括した指定管理といたします。したがって、一部施設だけのご提案には応じられません。

ただ全施設を一括した指定管理を基本としますが、運営していく上で今後、一部施設の見直しや除外も検討していく必要があります。その場合、それに関する管理料も含め双方協議の上決定することとします。

## 4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び町条例、規則の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

## 5 指定管理者の業務等

- (1) 対象施設の利用の許可に関する業務
- (2) 対象施設の利用に係る料金に関する業務
- (3) 対象施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象施設の運営に必要と認める業務のうち、町長の権限に属する事務を除く業務
- (5) その他別紙仕様書に定めるとおり。

## 6 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（現行の指定管理者を再指定する場合は令和9年3月31日まで）とします。ただし、管理を継続することが適当でないと思えるときは指定を取り消すことがあります。

## 7 指定管理料（管理業務に係る委託料）

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに支払います。

## 8 申請資格

- (1) 法人その他の団体（法人格の有無は、問わない。以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- カ 国税及び地方税を滞納している者
- キ 本町における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てが成されている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申し立てをしている者及び商法（明治32年法律第48号）に基づき会社の整理の申し立てが成されている者又は会社の整理の開始を命じられている者

## 9 提出書類

申請に当たっては、下記の書類を町長に提出していただきます。（詳細は申請書に記載）

### (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

- ア 宣誓書（様式第2号）
- イ 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類
  - ・団体の概要を記載した書類（様式第3号）
  - ・法人登記簿謄本、定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
  - ・代表者の身分証明書（非法人の場合）
  - ・国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始以降に交付されたもの）  
または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
  - ・印鑑証明書
- ウ 次に掲げる事項を記載した事業計画書（任意様式）
  - ・施設の管理、運営に関する基本的な考え方
  - ・施設の管理を希望する理由
  - ・施設の管理体制
  - ・施設の運営
  - ・個人情報の管理及び情報公開
  - ・安全管理及び緊急対応の体制
  - ・類似施設の管理運営実績
  - ・その他
- エ 指定管理における年度ごと、施設ごとの管理業務の収支計画（様式第4号）
- オ 団体の経営状況を証する書類（直近の事業年度のもの）
- カ 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式第5号）
- キ 誓約書（様式第6号）

### ※ 留意事項

- ア 町長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合及び記載すべき事項の全部又は一部が記載さ

れていない場合は、失格とします。

エ 2種類以上の申請はできません。

オ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

#### 1.0 管理運営に要する経費の積算

対象施設の管理運営に係る経費については、別紙の収益計算書を参考に積算してください。なお、収益計算書等のデータは町ホームページからはダウンロードできません。

募集要項等をホームページから入手された場合は、質問書によりご請求ください。質問書に記載の電子メールアドレスにデータを送信させていただきます。

※ 対象施設の使用料については、利用料金制度を導入しますので「利用料金」として指定管理者の収入となります。なお、利用料金の額は、条例等に定める利用料金額の範囲内で、町長の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

#### 1.1 募集要項の配布等

(1) 配布期間：令和3年7月12日（月）から8月18日（水）午後5時まで  
（土・日、祝日を除く。）

(2) 配布場所：日高川町役場 企画政策課  
（0738）22-2041（土・日、祝日を除く。）

※募集要項や提出書類等の関係書類は町のホームページからダウンロードできます。

町ホームページアドレス：<http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>

(3) 説明会 日時：令和3年7月21日（水） 午前10時  
場所：日高川町役場 3階会議室

※事前の申し込みが必要です。

#### 1.2 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：令和3年7月12日（月）から8月12日（木）  
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付方法：別紙質問書に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 0738-22-1767

E-mail [kikaku@town.hidakagawa.lg.jp](mailto:kikaku@town.hidakagawa.lg.jp)

(3) 回答方法：質問提出団体及び説明会参加団体に、FAXまたは電子メールで回答します。

#### 1.3 提出書類の受付

(1) 受付場所：日高川町役場 企画政策課  
（0738）22-2041（土曜日及び日曜日を除く）

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

(2) 受付期間：令和3年7月12日（月）から8月18日（水）

（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

- ※ 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までには必着のこと。
- ※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

#### 1.4 選定方法

下記の選定基準に基づき、事業計画書等提出された書類の記載内容について審査し、指定管理者の候補者を選定します。

なお、事業計画書に対するヒアリングを行う場合があります。日時・場所等詳細については、対象団体に後日連絡します。

##### (1) 選定基準

- ア 対象施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ 対象施設の平等な利用が確保されていること。
- ウ 事業計画の内容が対象施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。
- オ 安全管理及び緊急時対応等の体制が確立されていること。

#### 1.5 選定結果

選定結果については、申請者に文書で通知します。

#### 1.6 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者は、令和3年9月開会予定の日高川町議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 日高川町議会の議決後に、日高川町長と指定管理者との間で協定を締結します。

#### 1.7 管理の基準

##### (1) 事業報告書の提出等

指定管理者は、指定手続条例第10条の定めるところにより、事業報告書を町長に提出しなければなりません。また、町長は、指定管理者に対し、定期又は臨時に管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

##### (2) 指定管理者の取消し等

町は、事業報告書の内容等により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

##### (3) 日高川町の実施する事業への協力

町が実施する事業への支援、協力を積極的に行うこと。

#### 1.8 その他

##### (1) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を日高川町が無償で使用できるものとします。

(2) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が協定締結までに、次のいずれかに該当することになった場合は、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、指定管理者としての業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 協定締結前の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任において、令和4年4月1日から円滑に対象施設の指定管理者としての業務が遂行できるように体制を整えること。この場合において、引継ぎが必要な場合は、随時行うこととします。

別表第1 施設の所在地及び施設の概要

施設の名称	所在地	施設の概要
かわべ天文公園	日高川町 大字和佐 2107 番地 1	公園総面積 5.1ha / コスモポート (鉄筋コンクリート造平屋建て 898 m <sup>2</sup> ) / コスモロッジ (宿泊棟: 鉄筋コンクリート造 2階建て 612 m <sup>2</sup> ) 収容人員 54 人 / 臨天ひろば (3ha) / 公衆トイレ
かわべテニス公園宿泊棟	日高川町 大字和佐 2095 番地	鉄筋コンクリート造 2階建て 1,104 m <sup>2</sup> 収容人員 65 人
テニスコート	日高川町 大字和佐 2095 番地	人工芝コート 16 面 (内屋内コート 6 面) 約 20,000 m <sup>2</sup> / 公衆トイレ クラブハウス (鉄骨 2階建て 224 m <sup>2</sup> )
青少年研修所	日高川町 大字和佐 2095 番地	鉄骨平屋建て 375 m <sup>2</sup>
農林漁業体験実習施設本館 (きのくに中津荘)	日高川町 大字高津尾 1049 番地	鉄骨 2階建て 954 m <sup>2</sup> 収容人員 45 人
農林漁業体験実習施設別館 (きのくに中津荘別館)	日高川町 大字高津尾 1040 番地 4	鉄骨 2階建て 199 m <sup>2</sup> 収容人員 45 人
ふれあい広場	日高川町 大字高津尾 1046 番地外	芝庭 900 m <sup>2</sup> / 駐車場 1,300 m <sup>2</sup> / 公衆トイレ 24 m <sup>2</sup>
日高川ふれあいドーム	日高川町 大字高津尾 1046 番地	鉄筋 (一部鉄骨) 造ドーム型 996 m <sup>2</sup>
中津特用林産物集出荷加工所	日高川町 大字船津 819 番地	木造平屋建て 252.98 m <sup>2</sup> / 鉄骨造倉庫 46 m <sup>2</sup>
鳴滝キャンプ場	日高川町 大字高津尾 1471 番地 2	バンガロー 8 棟 / テントサイト / 炊事棟他
第二鳴滝キャンプ場	日高川町 大字高津尾 1013 番地 3	バンガロー 6 棟 / 管理棟 / 炊事棟 / 芝生広場 / 遊歩道 / トイレ他
中津温泉保養館	日高川町 大字高津尾 852 番地	鉄骨コンクリート造 2階建て 847 m <sup>2</sup> ボイラー室
中津ふるさと産品展示販売所	日高川町 大字船津 820 番地	木造平屋建て 81 m <sup>2</sup>
美山ふるさと産品展示販売所	日高川町 大字初湯川 197 番地 5	木造平屋建て 79.11 m <sup>2</sup> 山村広場公衆便所 33 m <sup>2</sup>
美山温泉愛徳荘	日高川町 大字初湯川 202 番地	本館: 木造平屋建て 926.62 m <sup>2</sup> / 研修集会所: 木造平屋建て 103.2 m <sup>2</sup> / 別館: 木造 2階建て 787 m <sup>2</sup> / ログハウス 1 棟 総収容人員 84 人
森林公園	日高川町 大字初湯川 213 番地 1	藤棚ロード 1,646m / ミステリーハウス / 展望台 / アスレチック / トイレ他

施設の名称	所在地	施設の概要
みやまドーム	日高川町 大字初湯川 213 番地 47	鉄筋コンクリート造ドーム型 1,292.0 m <sup>2</sup> テニスコート又はゲートボールコート 2面
美山療養温泉館	日高川町 大字初湯川 1587 番地	木造平屋建て 427 m <sup>2</sup>
猪谷川水辺公園	日高川町 大字初湯川 1751 番地	公衆便所 35 m <sup>2</sup> / 東屋 16 m <sup>2</sup> / キャンプ場 他
芦谷公園	日高川町 大字高津尾 854 番地 1	公演総面積 1.0ha (エントランスゾーン、 憩のゾーン、遊びのゾーン、眺めのゾ ーン)
あやめ公園	日高川町 大字高津尾 1011 番地	花壇 867 m <sup>2</sup> / 芝 592 m <sup>2</sup> / 駐車場 330 m <sup>2</sup> 他